双葉町告示第４０号

放置自転車等の移送及び保管について

双葉町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第１０条第２項の規定に基づき、長期放置されていた自転車等を移送し、保管したので、同第１１条第１項の規定により告示する。

令和８年１０月１６日

双葉町長　伊 澤　史 朗

１．自転車等が放置されていた場所の名称
　総合保健福祉施設ヘルスケアーふたば敷地内
２．保管した自転車等の台数
　１１台
３．保管した年月日
　令和８年１０月１６日
４．自転車等の返還の事務を行う時間及び場所
　午前８時３０分から午後５時００分まで（土日祝日等の休日を除く）
　双葉町役場 健康福祉課　介護係　　電話　０２４０－３３－０１３１
５．自転車等の返還を行う時間及び場所
　午前８時３０分から午後５時００分まで（土日祝日等の休日を除く）
　旧双葉町役場駐輪場　双葉町大字新山字前沖２８番地
６．自転車等の保管期間
　令和８年１０月１６日から令和９年４月１５日まで
７．自転車等の返還を行う期間
　令和８年１０月１６日から令和９年４月１５日まで
８．返還に必要なもの
　（１）マイナンバーカード、運転免許証、その他本人が確認できるもの
　（２）自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者又は所有者であることを証明できるもの

なお、この告示に係る自転車等で、上記保管期間経過後においても利用者、所有者の引き取りがないものは、双葉町自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第１２条に基づき、本町において処分する。